

福岡高等裁判所宮崎支部 平成●●年(〇〇)第●●号 相続税更正処分等取消請求上告受理申立て事件

国側当事者・国 (宮崎税務署長)

平成24年4月25日却下・確定

(第一審・宮崎地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成23年9月9日判決、本資料261号-172・順号11762)

(控訴審・福岡高等裁判所宮崎支部、平成●●年(〇〇)第●●号、平成24年2月15日判決、本資料262号-29・順号11879)

決 定

申立人	甲
上記訴訟代理人弁護士	後藤 好成
相手方	国
上記代表者法務大臣	小川 敏夫
処分行政庁	宮崎税務署長 有田 憲也

主 文

- 1 本件上告受理申立てを却下する。
- 2 上告受理申立ての費用は申立人の負担とする。

理 由

本件記録によれば、上告状兼上告受理申立書には上告受理申立ての理由の記載がなく、また、申立人が平成24年3月1日上告受理申立て通知書の送達を受けながら、法定の期間内に上告受理申立ての理由書を提出していないことが明らかである。

よって、民事訴訟法318条5項、316条1項2号に従い本件上告受理申立てを却下することとし、上告受理申立ての費用の負担につき同法67条1項、61条を適用して、主文のとおり決定する。

平成24年4月25日

福岡高等裁判所宮崎支部

裁判長裁判官 横山 秀憲

裁判官 三井 教匡

裁判官 空閑 直樹